

第 70 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和 7 年 2 月 3 日（月）

午後 2 時 00 分～3 時 40 分

場所 トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館） 第 2 会議室

出席委員

遠 藤 美江子	委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
高 野 寛 子	委員	自営業（農業）
佐 藤 美加子	委員	奥州地方森林組合総務課長
内 沢 由美子	委員	二戸市商工会女性部長
平 山 順 子	委員	自然公園保護管理員
山 本 ゆかり	委員	北上市立黒沢尻幼稚園長
上 田 東 一	委員	県市長会（花巻市長）
及 川 一 輝	委員	都市計画コンサルタント・邑計画事務所取締役
吉 田 美 弥	委員	不動産鑑定士
倉 島 栄 一	委員	岩手大学名誉教授
福 留 邦 洋	委員	岩手大学地域防災研究センター教授
木 幡 英 雄	委員	岩手県環境アドバイザー
佐 藤 晋	委員	株式会社岩手日報社取締役編集局長

（分野順・五十音順）

1 開 会

会議の成立

〔事務局〕（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

定刻となりましたので、ただ今から、第 70 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は、御多忙の中、御出席いただき厚く御礼申し上げます。私は、本日司会を務めます、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の竹原です。よろしくお願いいたします。初めに、会議の成立について御報告いたします。本日は、委員総数 17 名中、リモート参加の委員も含め 13 名に御出席いただいております、半数以上が出席されておりますので、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定における定足数を満たしていることから、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、委員の皆様の御紹介は、本日配布しております出席者名簿をもってかえさせていただきます。

資料確認

〔事務局〕（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

次に資料の確認をさせていただきます。事前に資料をお配りしているものをお持ちいただいておりますが、皆様お持ちでしょうか。資料の確認をさせていただきます。まず 1 枚目が次第、2 枚目が委員の出席者名簿、3 枚目が事務局の名簿、次に資料 1 が制度等の概要、資料 2 が計画

の変更について、資料3が岩手県計画の改定について、資料3の添付資料、参考資料1 審議会条例、参考資料2が運営規程、参考資料3が国土利用計画岩手県計画、参考資料4が岩手県土地利用基本計画書、参考資料5が第六次国土利用計画全国計画、参考資料6が太陽光発電事業関連制度等についてです。参考資料6につきましては、近年の審議会において、太陽光発電事業に関する御質問を多数いただいておりますので、関連制度をまとめた資料をお配りしております。会議の関係上、この資料については説明を省略させていただきますので、後ほど御覧いただき、御質問等があれば、後日、事務局まで御連絡をお願いしたいと考えておりましたのでよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様のお手元に、知事から会長宛ての「岩手県土地利用基本計画（計画図）変更の諮問書」、「国土利用計画岩手県計画の改定の諮問書」の写しを配付しております。オンラインで御出席の委員の皆様には午前中にメールでお送りしておりますのでご確認をお願いいたします。

本日の会議はオンライン併用形式で開催させていただいております。WEB会議の運営方法につきましては、円滑な進行のため、発言されるときを除いて、音声の設定はミュートをお願いいたします。また、御発言の希望がございましたら、手を挙げるボタンにてお知らせください。その他、何かございましたら事務局までお知らせください。

2 挨拶

【事務局】（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

それではここで、環境生活部環境担当技監心得兼環境保全課総括課長の加藤から御挨拶を申し上げます。

【事務局】（加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長）

環境保全課の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様には大変お忙しい中、審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から本県土地行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本審議会では、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要事項を御審議いただいております。

本日は2件の御審議をお願いすることとしており、1件目の岩手県土地利用基本計画図の変更につきましては、土地利用基本計画に基づく農業地域、森林地域の変更が10件生じていることから御意見を賜りたいこと、また、2件目の国土利用計画岩手県計画の改定につきましては、平成28年に策定した第五次県計画が来年度計画最終年を迎えるため、次期計画となる第六次計画を策定する必要がありますので、今後の検討体制やスケジュール等を御説明したいと存じます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には専門的な立場から、また、幅広い見地から御意見を賜りますことをお願い申し上げまして御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

【事務局】（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは議事に入らせていただきます。岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、議長は会長が務めることとされておりますので、倉島会長に以降の進行をお願いしたいと存じます。倉島会長よろしくお願いします。

【倉島会長】

倉島でございます。よろしくお願いいたします。

新規の委員の方はいらっしゃいませんので、この審議会の役割等については、改めて申し上げます。

総括課長からお話がありましたように、議事は2件でございます。1つ目は土地利用基本計画の変更。もう1つは国土利用計画岩手県計画の六次計画の策定の2件でございます。御質問等、活発な議論をお願いしたいと思います。

本日の終了時間は16時を予定しております。円滑に進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会議録の公開について

【倉島会長】

初めに会議の公開について確認させていただきます。

県の審議会等の会議の公開に関する指針において会議は原則公開です。公開非公開の決定は審議会の長が会議に諮った上で決めることとされております。特に非公開とする理由はございませんので、会議録を含めて本日の会議は公開ということで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。

会議録署名人の指名

【倉島会長】

本日の議事録署名人については、岩手県国土利用計画審議会条例運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。吉田委員と福留委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について

【倉島会長】

それでは議事に移ります。知事から諮問されている「岩手県土地利用基本計画（計画図の変更）」について事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

〔資料1により、土地利用基本計画（計画図）の変更に係る制度の概要について説明〕

〔倉島会長〕

議事の1つ目に関するバックグラウンドを整理していただきましたが、ただいまの説明で何か御質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは議事を進めます。引き続き事務局から案件の説明をお願いいたします。

〔事務局〕（環境保全課 阿部主事）

〔資料2により、農業地域2件、森林地域8件について説明〕

〔倉島会長〕

合計10件でございましたが、ここで御意見をいただくことになっております。

毎年思いますが、既に走っているものを追認するような形で、追認しないと地域区分が変更できないような仕掛けになっているようで、非常に突っ込みようがなくてですね、昨年、及川委員が、ここで変更を認めなかった場合どうなるのかという基本的なことを仰ってしまして、私も突っ込みようがないですが、委員の皆さんから御意見等ございましたらお願いいたします。

〔高野委員〕

森林地域の縮小や拡大案件の中で、今後として、令和8年、9年頃に東北森林管理局や関係市町村、また林野庁とそれぞれ協議や調整と記載されていますが、それぞれ具体的にどのようなことが行われるのか教えてください。

〔事務局〕（森林整備課 泉計画担当課長）

森林整備課の泉と申します。今回、地域森林計画で森林地域を森林として、今後適切に管理していくこととなりますが、5年に1回地域森林計画を見直して変更しております。地域森林計画の中では、地域森林を適切に管理していくための目標等をマスタープランのような位置付けで必ず見直しを行っております。

制度とすると、必ず5年に1回見直しをしておりますが、こちらは林野庁の公共事業で森林施業を入れたもので、必ずこの後保育していくものですから、市あるいは森林組合が必ずこの地域は下刈りなども行っていかなければならないので、現地に関しては事業体が責任をもって管理していきます。また、今後5年ごとに航空写真等を使って、本当に森林として更新されているかどうか確認した上で、もしなされていないとなった場合は、林野庁等と協議しながら、どうしたら適切に更新していくか指導していくということになります。

〔高野委員〕

直接現場を確認するということによろしいですか。

〔事務局〕（森林整備課 泉計画担当課長）

特に拡大造林、再造林もそうですが、大体カラマツが植栽されております。写真もカラマツが植栽されておりますが、カラマツの場合は、最低3年は下刈りを続けて初期成長を確保し、成立本数を確保する必要がありますので、現場でももちろん林業事業体を確認しております。それに伴って、下刈りも補助事業として適切に履行されているか県の現地機関の職員が必ず現地を確認しております。

【高野委員】

12月というのは時期として、雪等により現場がしっかり確認できるかどうか気になってしまいます。

【事務局】（森林整備課 泉計画担当課長）

現地に関しては、施業が行われた都度確認になります。制度とすると、地域森林計画の変更は4月から10月頃までに計画を立てて、航空写真等で確認し、縦覧した後に12月の審議会に諮るといった手続きになっておりますので、1年間かけてやるものでございます。

【倉島会長】

ありがとうございました。森林に限らずそういったプロセスが不明なまま議論しているような気がしています。

他にいかがでしょうか。

【上田委員】

花巻市長の上田です。

農業地域に関しては、個別法は農振法ということでの御説明でしたが、国土利用計画法上の手続きについて確認させてください。矢巾と盛岡について、農業地域から外れますという説明をいただきました。この農業地域から外れる前提として、都市計画法上はこの2つの土地については、市街化調整区域だったところを市街化区域に変更するという理解でよろしいですか。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

はい。現在は市街化調整区域に区分されており、変更して市街化区域に編入することになっております。

【上田委員】

地域の発展等のこともあってそういうことにするというについて全く異議はございません。

その上で、農振法の関係からすると、農振法上の農業地域から除外されるという手続きは今後出てくるということですか。

【事務局】（環境保全課 阿部主事）

農業地域についても、今後、変更することになっております。

【上田委員】

面積が非常に小さいため、県全体で見た場合、あまり大きな問題ではないと思います。

ただ、今回の農振法や農地法の改正によって、岩手県全体の農地の目標面積を守っていないと、今後農振除外が実際的にはできなくなると思います。未来法の適用がある場合は別ですが、未来法が適用されてもこの目標面積は変わらないということになりますよね。その中で、岩手県の場合は県北に多いようですが、先ほどの目標面積が、今現在もう満たさなくなっているということですが、これを放置すると、今後、農振法に基づく農振除外が極めて難しくなると予想されますが、その対策について何か考えておられるのかお聞きしたいと思います。

【事務局】（農業振興課 安達技術主幹兼農地・交流担当課長）

農業振興課の安達と申します。よろしくお願いいたします。

花巻市長さんの御発言は改正法ということで進められておりますが、これから、ガイドラインで詳しいことが示されるかと思いますが、再三にわたって、うちの県からは、地域のことなので地域に任せてという形で要望はしてきているところでございます。ただ、ガイドラインでどのように示されるかはっきりまだ分かっていないので、今どうするといったことは言えない状況でございますが、地域のことなので、そのことは国に話しながら進めていきたいと思っております。

【上田委員】

花巻市に本省の課長さんが12月に来てくださいまして、相当詳しい議論をしました。その部分についての声というのは国になかなか伝わっていないというのが私の印象です。花巻市からは今のような指摘もしました。さらに言えば、各市でそれを守れなくて、農振除外をした場合には、例えば基金を積むとか、あるいは県に対して代替措置を市町村で行うとか、そういった話がガイドラインの原案では出ているかと思いますが、それはおかしいという話をしました。県全体で目標面積を満たさない場合、市町村がその部分について財政的な負担をしなくては行けない。実際的には農用地区域はほとんどこれ以上増やすことができない状況のもとにおいて、その部分について市町村が負担するというのはおかしいという話を申し上げました。これは県も同じ意見だろうと推測しますが、そういうことをしっかり伝えていただかないと、終わってしまいますよ。話をしていると話を聞いてくださるような印象を持ちました。ただ、やはり役人ですから、よほど大きな声で言っていないと、政治的な部分でできないこともありますから、これは早くやっていただきたいと思います。4月には作るという話もあります。時間がないので、しっかりやっていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

【事務局】（農業振興課 安達技術主幹兼農地・交流担当課長）

はい。分かりました。

【倉島会長】

よろしいでしょうか。重要な御指摘だと思います。

他に何か御意見ございますか。

【吉田委員】

開發行爲全般についてですが、地元によく利益があるのかという観点から見ると、例えば工業用地のためとか、市街化区域に隣接している等の地域で宅地開発をするためとか、大半は、おそらく地元の利益になるのだらうと感じております。

しかし、太陽光発電施設や用途不明な事業所用地に対しては若干疑問が残ると個人的には感じております。

他県の事例ですが、宮城県ですと、昨年か一昨年に0.5ヘクタールを超える森林開発を伴ってソーラーパネルや風力発電施設を設置した場合に、営業利益から20パーセント課税するという条例を施行したようで、青森県もそういった政策に追随するという話を聞いています。この背景にあるのは、地元で森林を開発し、環境を搾取する、といった言い方をしていましたが、それを地元が負担する一方で、大規模メガソーラー等は、他県や場合によっては外国からの資本が入っているため、利益を上げた分の税金が入るのは地元自治体ではなく、本社があるところということで地元にはあまりメリットがありません。そういう観点から、宮城県の0.5ヘクタールという基準に照らすと、今回の太陽光発電施設の開発は当てはまる規模です。他の県を見ても、ラムサール条約に登録されている釧路湿原に太陽光パネルが敷き詰められている映像を御覧になった方もいらっしゃると思いますが、あれを見て、美しい風景とは思えませんが、あるいは、10年前に鬼怒川が決壊した災害がありましたが、自然の堤防が4メートル程度あったものを2メートルに削って、そこに太陽光パネルを設置したことで、そこから鬼怒川の水が溢れ出てしまったということもありました。問題なのは、この2つの開発が適法に行われているということです。これだけの被害の発生や、景観上問題がある開発が適法に行われているということは、法自体に問題があるのではと考えています。青森県や宮城県において条例を制定し、太陽光事業で利益を上げている事業者から少しでも取り戻して地元のために使うという動きが出ていますので、岩手でもそういったことをお考えになってはいかがかと思うのと、開発の許可に関して、許可権者である県の見解と言いますか、昨年、一昨年に比べると開発案件も減っていると思いますので、これが偶然なのか、それとも県の考えが反映されているのかお聞かせください。

【事務局】（森林保全課 栗田技術主幹兼保全・治山林道担当課長）

森林保全課の栗田と申します。

林地開発の関係ですが、確かに宮城県さんや青森県さんで税金を取るといったことをやっているという話は聞いております。岩手県はどうなのかといったお話もありましたが、周りの状況を勘案しながら県においても検討を進めていく余地はあると思っております。

開発の規制については、昨今、林野庁において林地開発の適正な開発を進めるために、開発許可を出した際の許可条件というものがありますが、そちらに違反した場合でも罰則をつけるといったことや、事業者が違反した場合にインターネット等で公表するといったような改正を行うと聞いております。いずれ、適正な開発となるように国にお願いし、県としても基準等を守りながら業者に対して指導して参りたいと思っております。

【上田委員】

今の質問に関連しますが、我々も地方自治体のこととして考えなくてはいけないので、岩手県さんだけに申し上げるわけにはいきませんし、また、この問題は制限しすぎた場合には憲法上の財産権の侵害にもなるという難しい問題があるものと思います。ただその中で、林野庁の基準であれば視点が違うと思います。例えば、森林を守ることが主になって、そもそも太陽光発電や風力発電をその場所に設置するのは適切ではないといったような観点は弱いと思います。そういう中で、他県では条例を制定して制限しているということだと思います。各県において財産権の侵害にならないように考えながら、色々なことを作っていると思います。岩手県においてもそういった検討はされていると思いますが、単に国にお願いするだけではなく、県として条例を作ることによって、住民にとってありがたくない自然環境を破壊することや、住民の安全性を侵害するような太陽光発電や風力発電については規制できるような条例を作っていくことは検討いただく必要があるかと思います。我々も必要な場合には当然一緒に考えますので、そういったことをお考えいただいてもいい時期に来たのではないかと思います。

[倉島会長]

ありがとうございます。

この審議会の承認事項は、承認することがある意味前提ですが、やや無理があるような、既成事実について知事から審議会の御意見を求めますという形で諮問されており、非常に曖昧なところにこの審議会もありますので、審議会の位置付けや変更に至るまでのプロセスにも入っていけるような仕組みづくりも必要と考えます。今この会議では、過度に反対するような制度にはなっていませんし、議論を深めるといった制度にはなっておらず齟齬を毎年感じてしまいますので、お考えいただければと思います。

他にいかがでしょうか。

[福留委員]

8番の遠野の森林区域と、10番の二戸の森林区域の拡大について、どちらも資料では五地域区分の変更前は0だったものが、遠野では森林区域が1.2ヘクタール増える、二戸では森林区域が1.0ヘクタール増えるということですが、元々白地だったところが新たに森林区域という網がかかったという理解でよろしいでしょうか。10については説明の時に、農業地域がかかっていたところを農業と森林を重複させるのか、聞き漏らしてしまったのでお願いします。

[事務局]（環境保全課 阿部主事）

8番の遠野市の案件につきましては、現在白地地域となっており、変更後に森林地域になるという地域となっております。

10番の二戸市の森林地域につきましては、配布している資料に誤りがございました。大変失礼いたしました。正しくは、現況が農業地域1ヘクタールとなっており、変更後につきましては、農業地域と森林地域が重複する地域となっております。大変失礼いたしました。

[福留委員]

ありがとうございます。

10 番のように重複して増えるという例もありますが、概ね、今日の事例で言うと 1 番から 9 番までは基本的に重複もしくは白地だったところが増えたりということ、総括表を見ると、縮小するというのが色々な区域であるということは分かりますが、地域区分の重複が土地利用で言う地域区分の指定が純化（単一化）しているという言い方が正しいか分かりませんが、重複が重複でなくなった場合に、総括表上では増えたということが数字として出てこないというのが実態なのかなと思いました。これは今回の特徴と言えるのか、数年来そういった傾向になっているのでしょうか。もし数年来そういった重複がある用途だけに純化しているような変更がほとんどであるとするならば、これは次の議題なのかもしれませんが、土地利用基本計画図的には岩手県ではここ 4、5 年でどういうふうに変化してきているのか、どのように解釈すればいいのか迷ってしまったので、補足説明があればよろしくお願いします。

【事務局】（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

この場で細かいデータは持ち合わせておりませんが、この国土利用計画では策定から 10 年後の目標面積を掲げており、森林、農業地域については現状維持、若干減少という目標値を設定しておりますが、目標面積を下回るような形で推移してきております。そういった現状を踏まえて、次期国土利用計画岩手県計画において新たな目標値を設定したいと考えております。

【福留委員】

次期計画で目標値を定めていく時に、どのように変化したのかというところに、どういった背景、社会的なものがあるのか、重複が純化するだけを見ってしまうと、埼玉県茨城県など大都市圏の緑辺部、郊外とあまり土地利用的には変わらないのかなと見えてしまうので、岩手県として現状はどうであり、この先どうしていかなければいけないのかというところが、この土地利用基本計画に反映するのが望ましいと個人的に思います。

【事務局】（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

そのあたりも踏まえまして、次期計画の策定を進めさせていただきたいと思います。

【倉島会長】

ありがとうございました。

他に御意見がございましたらお願いします。

【遠藤委員】

太陽光発電の件に絡んだ意見になってしまいましたが、農業委員会等を通ってきて、太陽光発電施設が既に完成した地域を変更しますという流れかと思いますが、この審議会に来た時点では何も申し上げることがなくその通り変更されるのだと思いますが、ならば、吉田委員からもありましたように、農業委員会等に挙がってくる案件の多くは他県の事業者で、少なくとも町に税金が入ってくるような案件であればいいですが、ほとんどが他県の事業者で、農地を潰してまで太陽光発電施設を作り、太陽光発電施設がどんどん広がっていき、地権者である農業者人口が減っている現状からすると、やむを得ないと思いますが、ほとんどがそういった案件で残念な世の中

なのかなと思います。そういった流れに歯止めがかからないのであれば、岩手にお金が落ちるような、そういった対策に持っていけないのかなと感じております。この審議会に挙げられる案件は、既に用途が変わっているため森林が都市地域に変更しますといったような、有無を言わせずとは言いませんが、結果を御報告いただいているような感じで毎回望んでおります。岩手の農地や森林が減っていくことを考えると、審議会に挙げられる前の段階で行政としての手立てが必要ではないかと思います。

【倉島会長】

ありがとうございました。貴重な御指摘だと思います。

そういった視点で、多くの委員の皆さんがストレスを抱えているということを御理解いただければ大変ありがたく思います。

他に何かございませんでしょうか。

【吉田委員】

地元にもう少し還元する形でという思いで、太陽光発電事業者等に課税してはどうかとお話ししましたが、さらには、課税したものを農林漁業者等に還元できるようにするのが筋かと思います。こういった土地利用規制というのは、ありとあらゆる安全保障の一丁目一番地となるものです。エネルギー安全保障にしても、食糧安全保障にしても、当然防衛もそうですし、経済安全保障を考える上でも、土地利用規制は大事な部分ですので、既に終わってしまった開発について追認し、お墨付きを与えるだけの会というよりは、もう少し我々の意見が反映できるように考えていただければと思います。

【倉島会長】

ありがとうございました。まとめていただいた形になりましたが、そういった意見が多かったということをお願いいたします。

審議会として原案を適当と認めて通すということが諮問されておりますので、付帯意見とまでは言いませんが、様々な御意見がございました。それらを踏まえていただいた上で、原案を適当であると答申させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【上田委員】

先ほど吉田委員と遠藤委員のお話は大事なポイントだと思います。ただ、個別具体的な案件について提案されてものを私は駄目だとは思いません。例えば、太陽光発電にしる風力発電にしる国はどちらかというに進める考えで、むしろそれを増進する地域を地方自治体で決めてくださいと、我々は抑制する地域を作るような権限を与えてほしいのですが、そういった法律にはなっておりません。その中で、将来的な方向として、県において規制ができるような条例を作っていくことが望ましいと思いますが、今現在行ったことについて、おかしかったということはないと思います。

国土利用計画についても、国土利用計画法に基づく基準があり、その基準に基づいて提案していることについて、法律上あるいは県の条例上、考え方の上で適正であるということであれば、

我々の立場としては承認するということが必要だと思えます。

承認することについては全く異議がなく、将来的な方向として、国の姿勢がこういう状況のもとにおいて、岩手県が何ができるかということについては、この問題とは別にお考えいただくということで承認するということによろしいのではないかと思います。

〔倉島会長〕

ありがとうございました。

上田委員の仰るような形で承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

問題は今回多かったと思いますので、よろしく願いいたします。

〔異議なしの声〕

それでは、原案を適当と認める旨、知事に答申いたします。

〔倉島会長〕

続いて、国土利用計画岩手県計画の改定について事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

〔資料3により、国土利用計画岩手県計画の改定について説明〕

〔倉島会長〕

ただいま事務局から計画改定の概要と特別委員会の設置について御提案がありました。

御意見御質問等ございましたらお願いいたします。

〔佐藤美加子委員〕

最初に御説明いただいた資料の中で、岩手県土地利用基本計画書の概要の中で、所有者不明土地の利用促進がございました。第六次計画においても同様の項目が入ってくるかと思いますが、第五次計画が樹立された後、利用が促進された箇所や解決したことが岩手県として情報があれば教えてください。

〔事務局〕（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

申し訳ございません。今情報を持ち合わせておりませんので、後ほど確認し、委員の皆様にお知らせいたします。

〔倉島会長〕

他にいかがでしょうか。

第五次計画の話ですが、前にも同じことを言ったと思いますが、その時に流行り言葉で「海山川」という言葉が出てきて、要は、山で良い木を育てるとそれが良い海を育てるといったことで、それを理想に掲げておられましたが、あまりにもこの会議で審議する内容と乖離してありまし

て、理想があるのであればこの委員会にも共有できるような進め方をしていただきたいと思います。

それでは御質問等なければ事務局の提案どおり特別委員会を設置することといたします。

特別委員会の委員について、事務局で考えている案をお示ください。

【事務局】（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

事務局で考えている候補者をお示しいたします。

[候補者に係る資料を配布]

【事務局】（環境保全課 竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

[配布資料により、特別委員会委員候補者について説明]

【倉島会長】

ただいま事務局から7名の委員候補者について説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは事務局案のとおり7名の方を特別委員会委員に指名することといたします。

【倉島会長】

以上で議事を終了します。進行への御協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

4 その他

【事務局】（竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

倉島会長、進行ありがとうございました。

続いて、次第の5、その他ですが、事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

5 閉 会

【事務局】（竹原環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。

以上、相違ないことを認め、署名捺印します。

会議録署名委員

高田 美弥



会議録署名委員

福留 邦洋

